

奥出雲町世界農業遺産ポータルサイト制作業務 仕様書

令和8年7月

奥出雲町農業遺産推進協議会

1 業務委託名

奥出雲町世界農業遺産ポータルサイト制作業務

2 概要・目的

令和7年8月に、奥出雲町の「たたら製鉄を再適用した奥出雲地域の持続可能な水管理及び農林畜産システム」が世界農業遺産に認定され、たたら製鉄の歴史の中で培われた鉄穴流しによって形成された棚田や農地、森林資源の循環、それらを活かした農業や食文化、人々の営みが一体となった持続可能な農業システムが世界的に評価されている。

本業務は、これら世界農業遺産の価値や魅力を町内外へ分かりやすく発信するとともに、世界農業遺産を切り口として、観光、食、体験、教育、交流など様々な分野をつなぐ情報発信拠点となるポータルサイトを構築することを目的とする。

本サイトは、世界農業遺産を「知る」だけでなく、「巡る」「体験する」「味わう」「応援する」につながるポータルサイトとして整備し、観光振興、交流人口の拡大、地域経済への波及及びブランド価値の向上を図ることを目指す。

3 業務委託実施場所

島根県仁多郡奥出雲町

4 契約期間

契約締結の日から令和9年1月29日（金）までとする。

5 基本コンセプト

「知る・巡る・味わう・体験する」

世界農業遺産を入口として、「学ぶ」「現地へ行く」「食べる」「体験する」「地域を応援する」までを一つのサイトで完結できるポータルサイトとする。

6 ターゲット

○観光客 ○首都圏・都市部住民 ○インバウンド ○教育旅行 ○町民 等

7 業務内容

(1) サイト企画・設計

サイト全体構成

デザイン制作

レスポンス対応

CMS導入

SEO対策

SNS連携

(2) 写真・動画等の撮影

ポータルサイト制作に必要な写真、動画等の撮影及び編集を行うこと。

撮影対象は、世界農業遺産を構成する棚田、農地、森林、たたら関連施設、食、体験、世界農業遺産応援店、観光スポット等とし、サイトの魅力向上につながる素材を制作すること。

なお、奥出雲町及び奥出雲町農業遺産推進協議会等が保有する写真・動画等の既存素材を有効に活用すること。必要に応じて不足する素材については、新たに撮影及び編集を行うこと。

また、必要に応じてドローン等による空撮について提案すること。

(3) トップページ制作

トップページでは世界農業遺産の魅力が伝わるよう、

- ・大型ビジュアル
- ・世界農業遺産ストーリー
- ・新着情報
- ・おすすめスポット
- ・応援店紹介
- ・ブランド認証制度
- ・イベント情報 などを掲載する。

(4) 世界農業遺産ストーリー

世界農業遺産の価値を、写真やイラスト、動画等を活用し、ストーリー性を持って紹介する。

【掲載例】

- ・世界農業遺産認定までの歩み ・たたら製鉄と農業のつながり ・棚田が生まれた理由
- ・森林との循環 ・仁多米が育つ仕組み ・そば文化 ・人々の暮らし ・未来へ受け継ぐ人・取組

(5) 世界農業遺産スポット、支える人々の紹介

【カテゴリー例】

- ・自然 ・棚田 ・森林 ・河川 ・歴史・文化 ・たたら製鉄 ・農業 ・水田
- ・そば畑 ・景観 ・支える人々

【各スポットには】

- ・写真 ・地図 ・所要時間 ・見どころ ・駐車場 ・GoogleMa ・関連スポット
- を掲載する。

(6) デジタルマップ

世界農業遺産に関連するスポット、応援店、体験、ツアー等を地図上で閲覧できるデジタルマップを制作すること。

【表示例】

- ・世界農業遺産スポット ・応援店 ・観光施設 ・体験施設 ・モデルコース
- ・現在地表示 ・GoogleMapとの連携 ・ルート検索

(7) モデルコース

【例】

- ・半日コース
- ・1日コース
- ・2日コース
- ・ファミリー向け

- ・農業体験向け 等

(8) 旅行商品の紹介

奥出雲町観光協会等が造成した旅行商品を紹介する。

【掲載項目】

- ・ツアー名
- ・日程
- ・内容
- ・写真
- ・申込先
- ・外部リンク ※募集終了後もアーカイブできる構成とする。

(9) 世界農業遺産応援店

【掲載項目】

- ・店舗紹介
- ・おすすめ商品
- ・写真
- ・地図
- ・SNS

【カテゴリー】

- ・飲食店
- ・宿泊施設
- ・直売所（特産品販売店）
- ・スポット（棚田等） 等

(10) ブランド認証制度

【掲載項目】

- ・ブランド認証商品
- ・店舗紹介
- ・写真
- ・地図
- ・SNS

(11) イベント情報

- ・イベント

(12) ニュース

CMSにより職員が更新可能とする。

(13) リンク

- ・奥出雲町HP
- ・奥出雲町ふるさと納税サイト
- ・奥出雲町観光協会 ほか

(14) 資料ダウンロード

- ・パンフレット
- ・マップ
- ・チラシ
- ・ロゴ使用

(15) お問い合わせ

- ・問い合わせフォーム

(16) 独自提案

本仕様書に定める事項のほか、世界農業遺産の価値向上、情報発信力の強化、観光誘客及び地域経済への波及効果が期待できる独自の企画・機能等があれば提案すること。

町職員が専門知識なしで更新できるCMSを導入すること。

【更新対象】

- ・新着情報
- ・イベント
- ・応援店
- ・ツアー
- ・スポット

9 デザイン

奥出雲町の世界農業遺産ブランドを効果的に発信できるデザインとし、棚田、たたら製鉄、森林、水、四季など地域の特色を活かした、統一感と視認性の高いデザインとすること。

10 スマートフォン対応

- ・レスポンスデザインとする。

11 SEO対策

検索キーワード例

- ・世界農業遺産
- ・奥出雲
- ・棚田
- ・たたら
- ・仁多米
- ・そば
- ・農業体験
- 等

12 （多言語対応）

国内外への情報発信を充実させるため、多言語表示機能を実装すること。

対応言語は、日本語のほか、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語及びポルトガル語の4言語以上とすること。

翻訳は、自動翻訳サービス等を活用した運用しやすい方式を基本とし、CMSで更新した情報についても容易に各言語へ反映できる構成とすること。また、将来的な対応言語の追加や翻訳内容の修正が容易に行える構成とすること。

13 アクセス解析

Google Analytics等のアクセス解析ツールを導入し、サイトの利用状況を把握・分析できる環境を構築すること。

なお、少なくとも次の項目について確認できること。

- ・ページビュー数（PV）
- ・利用者数（ユーザー数）
- ・人気ページ
- ・流入元
- ・利用者の地域
- ・利用端末（PC・スマートフォン等）

14 成果品

- ・ポータルサイト一式
- ・CMS
- ・デザインデータ
- ・操作マニュアル
- ・サイトマップ
- ・ドメイン・サーバ設定資料
- ・デザインガイドライン

15 納品場所

〒699-1511 仁多郡奥出雲町横田1037 奥出雲町農業遺産推進協議会（農業遺産推進室内）

16 業務推進体制・進行方法

(1) 届け出及び留意点

①受託者は、業務委託契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。また、事業完了時には実績報告書を提出すること。（いずれも任意様式）

②受託者は事業の円滑な実施のために、本事業の委託開始から終了までの間、事業の進捗状況を定期的に発注者に報告すること。

③受託者は、業務履行体制の変更を行う場合、発注者に届出又は報告を行い、発注者の指示に従うこと。

(2) 注意義務

受託者は、本業務遂行上、第三者へ損害を及ぼす恐れがある場合には、受託者の責任において損害の発生を防止するとともに、実際に損害を与えた場合には、受託者の責任及び負担において賠償すること。

17 検収

受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告を行うこと。

本町は納入日から 10 営業日以内に納品物の検査を行い、その結果不備が認められた場合、受託者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納入すること。また、本町は再度納入された成果物の検査を速やかに行う。

18 作業基準

本業務は、本仕様書によるほか、次に掲げる関係法規に準拠して行うこと。

- (1) 奥出雲町個人情報保護条例
- (2) 奥出雲町個人情報保護条例施行規則
- (3) 奥出雲町財務規則
- (4) その他関係法令及びガイドライン

19 個人情報の保護

- (1) 受託者は、奥出雲町個人情報保護条例を含む関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務に係る個人情報（個人に関する情報であって特定の個人が識別され得るものをいう）の保護については、常に最善の注意を払わなければならない。
- (3) 受託者は、個人情報を改ざん、破損、滅失及び漏洩その他の事故から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

20 その他業務遂行の留意点

(1) 再委託

受託事業者は、デザイン、設計、データ移行、公開、保守など各工程を一括して受託者内で完結できること。基本的には第三者委託を禁止とする。ただし、作業工程の一部を委託する場合には、あらかじめ本町の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。

(2) 守秘義務

個人情報、秘密と指定した事項および業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

(3) 著作権

作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次に定めるところによる。

(ア) 受託者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、予め著作権を有する者へ使用の確認及び加工の可否等について書面で確認を行うこととし、その費用は全て委託料の中で賄うこと。

(イ) 本業務により制作された全ての成果物に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利は、成果物の引き渡し時に受託者から奥出雲町に移譲するものとし、その対価は契約金額に含まれるものとする。

(ウ) 著作権や著作者人格権に関して係争等が発生した場合は、受託者の費用により受託者が対応すること。

(エ) 受託者は、本町に対し、著作権人格権を行使しないものとする。

(4) 制作・作成に係る会議や取材等で生じる旅費、交通費その他一切の費用は、すべて受託者が負担するものとする。

(5) 受託者は、町と緊密かつ円滑な連絡のもとに、受託者の責任において業務を履行するものとする。

(6) 本仕様書に掲載されていない項目については、受託者と町で協議の上対応を決定するものとする。